

# 令和4年度 単位老人クラブ補助金の手引き

【問い合わせ先】

八頭町役場福祉課地域福祉係（郡家保健センター内）

TEL：0858-72-3586

## 目次

1	単位老人クラブ補助金について.....	3
2	補助対象となる老人クラブ.....	3
3	補助金の算定方法.....	3
4	補助金の対象となる事業.....	3
5	補助金の対象とならない事業.....	4
6	補助金の対象となる経費・補助金の対象とならない経費.....	4
7	補助金の手続きの流れ.....	5
8	決算時の記入例.....	6
9	支出明細書の記入例（決算時に添付）.....	7
10	Q & A.....	8

**1 単位老人クラブ補助金について**

高齢者の知識や経験を生かして、生きがいと健康づくりのために行う多様な社会活動に対し、補助金を交付することにより、豊かで明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。

**2 補助対象となる老人クラブ**

会員数がおおむね10人以上の規模を補助対象としています。

※会員はおおむね60歳以上の八頭町民

**3 補助金の算定方法**

均等割：10,000円および、人数割：各単位クラブの会員数（前年4月1日時点）に町長が必要と認めた単価を掛けた額を合算したものを補助金として交付します。

**4 補助金の対象となる事業**

区分	具体的な活動例
友愛訪問	ひとり暮らしや閉じこもりがちな方への声かけ、見守り
	高齢者施設等への慰問活動
地域 支え合い	日常生活の困りごとのお手伝い
	児童生徒の登下校時の見守り、安全確保
	支え合いに係る研修会 (認知症サポーター・あいサポーター養成講座等)の開催
社会参加 ・交流	ボランティア参加（祭り、学校行事等）
	高齢者向けの居場所づくり（サークル活動）
	子ども向けの居場所づくり（放課後の交流等）
	子どもの昔遊び（凧づくり、竹とんぼ等）体験
	伝統芸能の保存・継承・復活
健康増進	健康体操やストレッチなどの軽い運動
	単位クラブで行う軽スポーツ（グラウンドゴルフ、ポッチャ等）
	健康教室や健康講座など健康に関する講座
社会奉仕	清掃、除草活動（公園、公民館等）
	花いっぱい運動の実施（花植え活動）
	環境保全に関する取組み（資源リサイクル等）
教養講座 の開催	交通安全や特殊詐欺防止、防災に関する取組み
	料理教室の開催
	史跡、博物館、美術館などの社会見学

5 補助金の対象とならない事業

区分	具体的な活動例
研修	事業に関係ない研修や視察
	単に親睦を深めることを目的としたもの
その他	単なる娯楽事業、慰安旅行
	忘新年会
	役員会、総会

6 補助金の対象となる経費・補助金の対象とならない経費

費 目	内 容	対象
報 償 費	講師等への謝礼(交通費含む)、 作業手当(1人年額800円以内)	○
	役員手当	×
旅 費	会議等への出席に係る経費	○
	忘年会や慰安旅行にかかる旅費	×
食 糧 費	事業参加者のお茶、 熱中症対策のための飲料水等、講師の弁当 総会での茶菓子(1人300円以内)	○
	事業参加者の弁当、お酒類、忘年会の食事代	×
消 耗 品 費 (単価3万円未満)	文具、スポーツ大会等の優秀賞、料理教室の食材、 花壇等の園芸資材等、感染症対策用品	○
	スポーツ大会の参加賞	×
印 刷 製 本 費	会報の発行、事業にかかる資料の印刷	○
	総会や役員会の資料等の印刷に要する経費	×
燃 料 費	草刈り作業の燃料、暖房用の灯油	○
通 信 運 搬 費	はがき等郵便代	○
役 務 費	単位老人クラブで加入する補助対象事業実施中の補償の ための損害保険料	○
使用料及び賃借料	対象事業のための会場使用料、器具借上料、 各種機材レンタル料等	○
負 担 金	町老人クラブ連合会への負担金	×
寄 付 金	他団体への寄付金、募金	×
慶 弔 費	お祝金、見舞金、香典等	×
備 品 購 入 費	対象事業に必要な器具の購入 ※単価3万円以上のものについては、町にご相談ください。	○

7 補助金の手続きの流れ

時 期	内 容
1 2月	補助金交付説明・申請書配布【町老連 ⇒ 単位老人クラブ】
3月上旬	補助金交付申請書提出【単位老人クラブ ⇒ 町老連】 〆切3月10日
4月下旬	補助金交付決定【町老連 ⇒ 単位老人クラブ】
5月上旬	補助金交付 ※ 登録口座への振り込み、または現金による窓口交付。
1月上旬	補助金実績報告書配布【町老連⇒ 単位老人クラブ】
2月下旬	補助金実績報告書提出【単位老人クラブ ⇒町老連】 ※補助対象経費の領収書(写し)が必要です。 〆切2月28日
3月上旬	補助金実績見込額報告【町老連⇒町担当課】
3月末	補助金実績報告【町老連⇒町担当課】

書類の提出先

八頭町老人クラブ連合会事務局（八頭町町社会福祉協議会本所内 地域福祉課）

TEL：0858-72-0021

8 決算時の記入例

収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位:円)

費目	金額	内訳・積算根拠等
会費	40,000	1,000円×会員40人
町連補助金	54,000	
集落助成金	10,000	集落より助成
参加費	40,000	200円×10ヶ月×20人
前年度繰越金	6,000	
収入合計	150,000	

※ 収入費目は、金額の種類（団体負担金・参加費・寄付金など）に分けてください。

2 支出の部

(単位:円)

費目	金額	内訳・積算根拠等（詳細に記載）
対象経費	報償費	12,000 講師謝礼
	旅費	6,000 美術館入館料
	食糧費	10,000 清掃作業お茶代
	消耗品費	5,000 消毒液、手芸材料
	燃料費	12,000 混合ガソリン60L 灯油20L
	対象経費計	51,000
対象外経費	町連合会費納入金	6,000 150円×会員40人
	食糧費	40,000 総会弁当代、敬老会餅代
	印刷製本費	10,000 総会資料印刷
	合同サロン参加費	4,000 200円×20人
	対象外経費計	60,000
支出合計	111,000	
次年度繰越金	39,000	うち 3,000円 は町連補助金返還金
合計	150,000	

※ 費目は適宜変更してください。

※ 収支予算書の対象経費計は、町連補助金額以上となるように計上してください。

※ 要項記載の対象経費・対象外経費を確認の上、記載してください。

単位老人クラブ補助金の手引き

9 支出明細書の記入例（決算時に添付）

支 出 明 細 書

日 付	事 業 名	内 訳	費 日	対象金額	対象外金額	備 考
5/1	町連合会費納入金	150円×会員40人	納入金		6,000	
5/10	コロナ感染予防対策	アルコール消毒スプレー	消耗品費	2,000		
6/10	健康講座	講師謝金 1人	報償費	3,000		
6/10他	草取り・清掃作業	お茶 @2500円×4箱	食糧費	10,000		まとめ買い
6/10	草刈り作業	混合ガソリン 36L	燃料費	6,000		
7/30	合同サロン	参加 20人	参加費		4,000	
9/2	ポッチャ教室	講師謝金 2人	報償費	6,000		
9/20	敬老会	紅白もち	食糧費		10,000	
10/10	音楽会	出演者謝金（焼菓子）	報償費	3,000		
12/5	美術館見学	入館料 30人分	旅費	6,000		
12/20	手芸教室	材料費	消耗品費	3,000		
1/15	あいさポーター養成講座	灯油20L	燃料費	2,000		
1/15	〃	資料印刷	印刷製本費	10,000		
2/1	総会	弁当代 40個	食糧費		30,000	
2/1	〃	資料印刷	印刷製本費		10,000	
			合 計	51,000	60,000	

10 Q&A

Q 1 : 他団体と共催の活動も対象となりますか？

A 1 : 補助対象となります。ただし、他の事業の補助金と区別してください。

Q 2 : 親睦旅行は対象となりますか？

A 2 : 単なる娯楽としての親睦旅行は対象になりません。

(例外) 研修旅行などにかかる経費のうち、適当と認められるもの。

Q 3 : 料理教室の材料は対象となりますか？

A 3 : 補助対象となります。

Q 4 : 実績報告の際、領収書の添付は必要ですか？

A 4 : 実績報告書に領収書(写し)を添付してください。決算に係る証拠書類を事業完了後5年間は保管してください。

Q 5 : 集落を越えて、老人クラブを結成できますか？

A 5 : 原則、クラブ活動が円滑に行われる程度の範囲での結成ですが、集落を越えて老人クラブを結成することも可能です。

Q 6 : 年度途中で老人クラブを結成できますか？

A 6 : 年度途中で結成できます。ただし、補助金は老人クラブを結成し活動を開始した次の年度初めからの交付となります。

Q 7 : 既存の老人クラブを分割することはできますか？

A 7 : 特段の理由がない限り、既存クラブを分割することはできません。  
※特段の理由とは、会員数の増加など。

Q 8 : 年度の考え方は4月1日から翌年の3月31日か？

A 8 : 各集落の老人クラブの年度のとらえ方で構いません。